

施設基準・加算関連におけるお知らせ

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。加算に関しては以下をご確認下さい。

医療情報取得加算

より質の高い医療を提供する体制を確保するためにオンライン資格確認により患者様の薬剤情報や特定健診情報等の診療情報を活用できる体制を確保しております。

一般名処方加算

後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを行う観点から、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品を指定するのではなく薬剤の成分をもとにした一般的な名称による処方箋を発行することで、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

明細書発行体制等加算

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。尚、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査などの名称が記載されるもので、明細書の発行を希望されない患者様は会計窓口にてその旨お申し出下さい。

運動器リハビリテーション科（Ⅲ）

厚生労働省が定める人員体制、治療・訓練を行うための機能訓練室の広さ、必要な器具等の施設基準を満たし、医師の指導監督の下、対象疾患の患者様に対し施術を行った場合に算定しております。